

第2回 早島町上下水道料金等審議会

(1) 水道料金水準の算定

令和7年11月20日
早島町庁舎2階第1会議室

目次

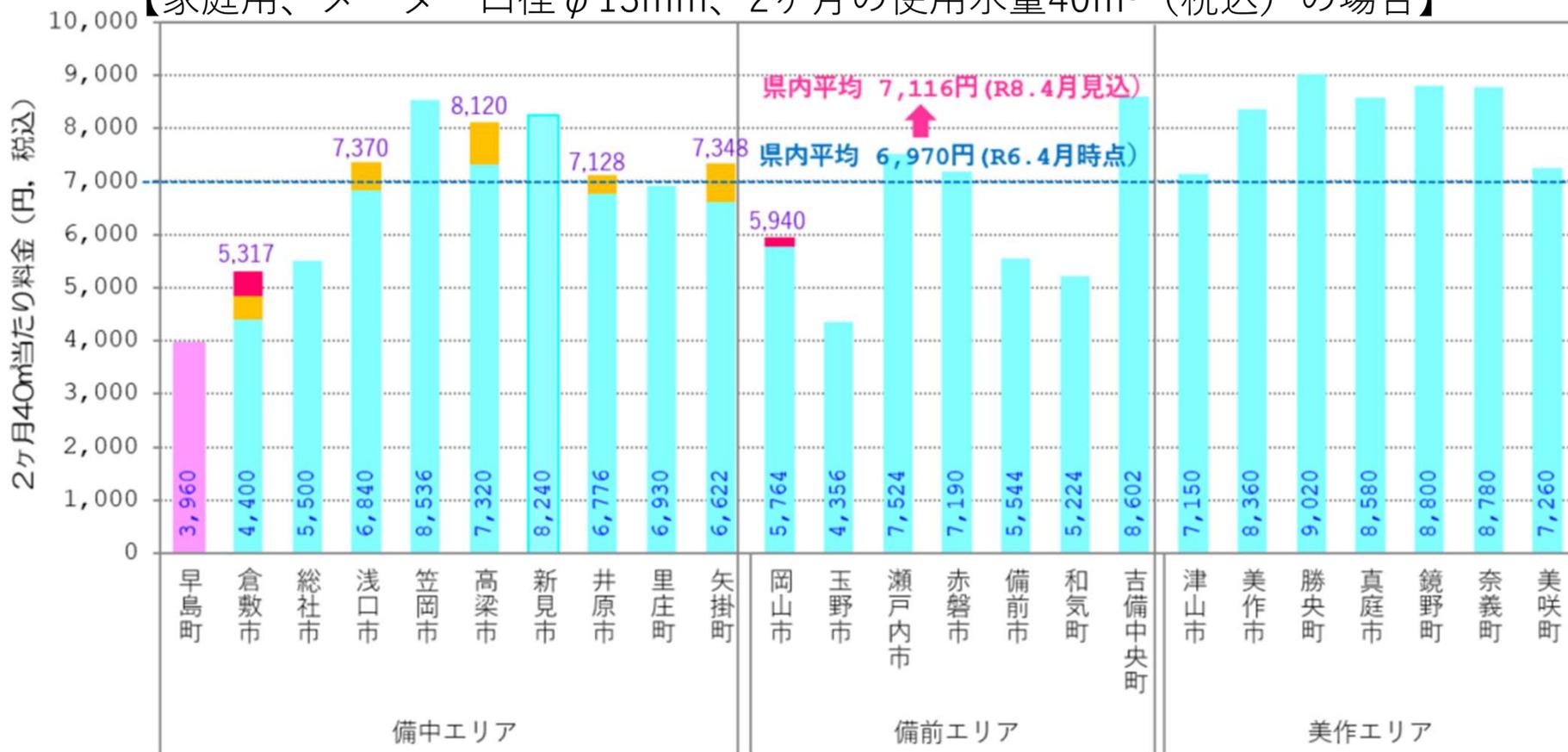
1. 前回の振り返り
2. 水道料金水準の算定

1. 前回の振り返り【第1回審議会質疑応答の補足説明】

(質疑)

各市町村の水道料金を比較しているが、同規模の市町村の情報を共有したい。

【家庭用、メーター口径φ13mm、2ヶ月の使用水量40m³（税込）の場合】



■ 令和7年4月改定 ■ 令和8年4月改定
 備中エリア平均 6,512円 (R6.4月時点) 備前エリア平均 6,315円 (R6.4月時点) 美作エリア平均 8,279円 (R6.4月時点)
 備中エリア平均 6,845円 (R8.4月時点) 備前エリア平均 6,340円 (R8.4月時点)

1. 前回の振り返り【第1回審議会質疑応答の補足説明】

【類似団体の水道事業の状況】

(令和6年3月31日現在)

	備中エリア			美作エリア		
	早島町	里庄町	矢掛町	勝央町	鏡野町	美咲町
給水人口 (人)	12,416	10,635	12,620	10,585	11,110	11,644
受水状況	・備南水道企業団からの受水	・岡山県西南水道企業団から受水	・浄水施設を所有	・岡山県広域水道企業団から受水	・岡山県広域水道企業団から受水 ・浄水施設を所有	・岡山県広域水道企業団から受水 ・浄水施設を所有
受水量 (千m ³ /年)	1,522	1,267	1,536	1,853	2,080 (内受水：687)	1,987 (内受水：1,239)
水道企業団からの 受水単価 (円/m ³)	28 ⇒42 (R7)	100		123.5	123.5	123.5
総収益① (千円)	196,519	238,659	296,336	432,041	546,906	577,602
総費用② (千円)	169,887	216,084	314,686	424,233	549,233	565,882
利益 (①-②) (千円)	26,632	22,575	△18,350	7,808	△2,327	11,720
供給単価 (円/m ³)	107.9	169.8	165.2	211.1	222.5	199.3
給水原価 (円/m ³)	113.9	154.9	193.7	306.7	323.2	326.7
水道料金 口径13mm、 2ヶ月40m ³ (円/税込)	3,960	6,930	6,622	9,020	8,800	7,260

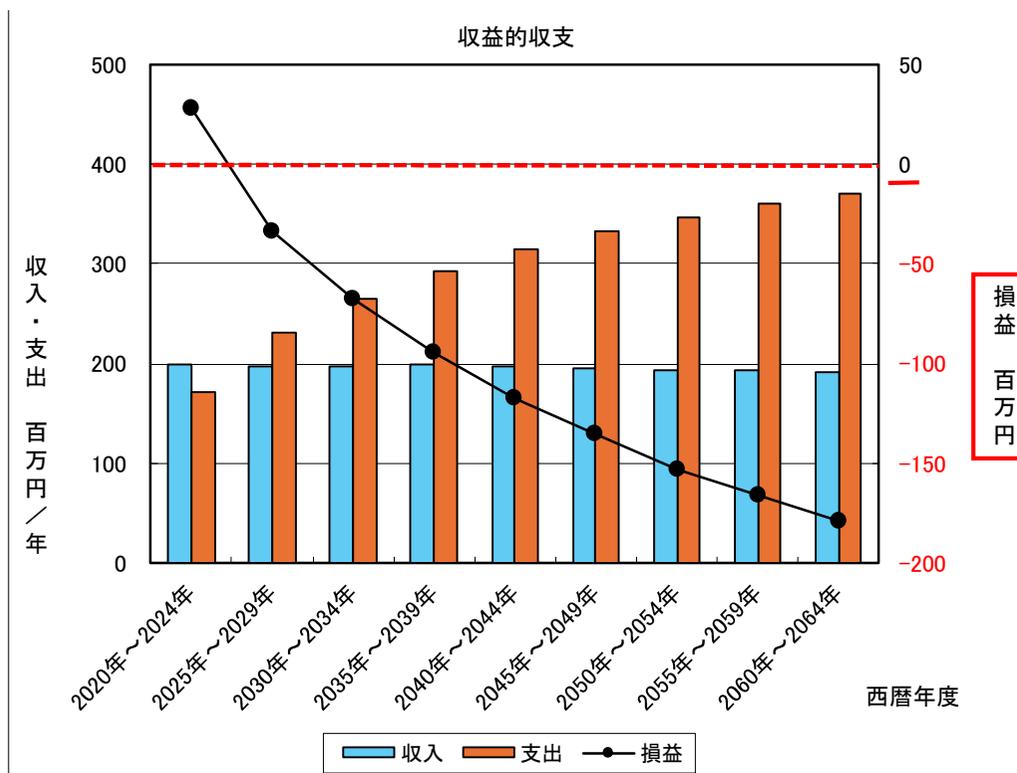
給水人口及び受水状況が
同規模な市町村

出典元
岡山県保健医療部生活衛生課
(岡山県の水道の現況)

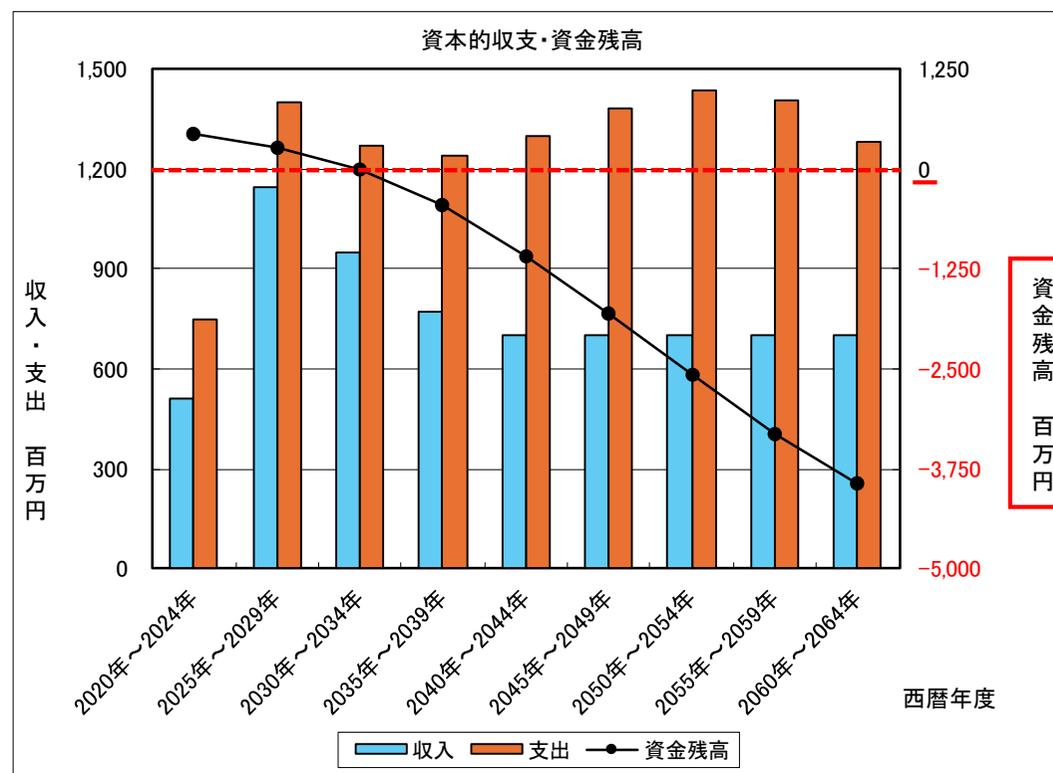
1. 前回の振り返り 【財政シミュレーション（40年間）】

- 現行の水道料金を維持した場合、備南水道企業団の受水費の値上がり、企業債支払利息の増加、動力費の高騰などにより、2025（令和7）年度から収益的収支が赤字になる見込みであるほか、資金残高も徐々に減少し、2034（令和16）年度から資金残高がマイナスに転じる見込みです。

【財政収支の推計（2020～2064）】



【収益的収支・損益】



【資本的収支・資金残高】

1. 前回の振り返り 【財政シミュレーション（10年間）】

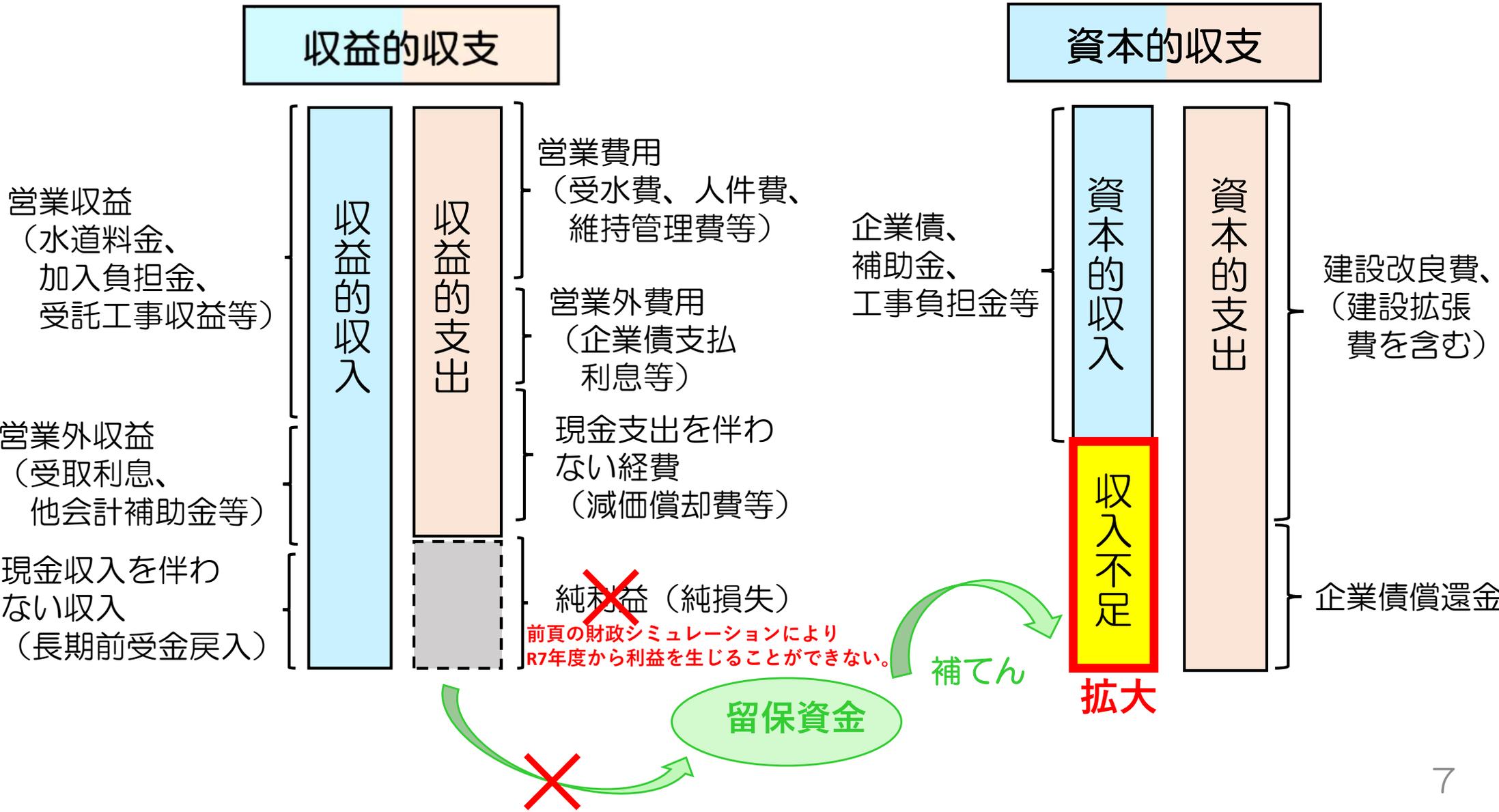
【現行の水道料金を維持した場合】 ← 収益的収支が赤字になる

		実績値		推計値					
		2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12
収益的収支	①収益的収入 (千円)	196,519	202,983	197,897	196,043	196,316	195,527	195,959	196,437
	内 給水収益 (千円)	150,534	154,488	149,462	149,969	151,017	151,122	151,750	152,379
	②収益的支出 (千円)	169,887	178,659	220,205	214,888	231,144	239,830	245,936	252,654
	①-② (千円)	26,632	24,324	-22,308	-18,845	-34,828	-44,303	-49,977	-56,217
資本的収支	資本的収入 (千円)	79,155	80,800	201,600	382,500	216,100	172,000	170,200	257,300
	資本的支出 (千円)	175,619	123,364	263,319	442,382	260,330	216,384	216,322	314,810
	①-② (千円)	(96,464)	(42,564)	(61,719)	(59,882)	(44,230)	(44,384)	(46,122)	(57,510)
	供給単価 (円/m ³)	107.9	109.3	104.8	104.8	104.8	104.8	104.8	104.8
	給水原価 (円/m ³)	113.9	115.9	145.7	141.0	151.8	158.3	162.0	166.1
	料金回収率 (%)	95%	94%	72%	74%	69%	66%	65%	63%
	起債率 (起債対象外事業を除く)	80%	80%	80%	90%	90%	90%	90%	90%
	資金残高 (千円)	366,252	438,843	342,536	318,380	303,349	284,057	260,064	221,813
	企業債残高 (千円)	720,067	785,484	965,075	1,323,783	1,513,253	1,653,569	1,790,147	2,012,163
	企業債残高対給水収益比率	478%	508%	646%	883%	1002%	1094%	1180%	1320%
	資金残高対事業収益比率(100%以上確保)	200%	236%	187%	175%	166%	155%	142%	121%

← 料金回収率が下がる

1. 前回の振り返り 【水道事業会計の仕組み】

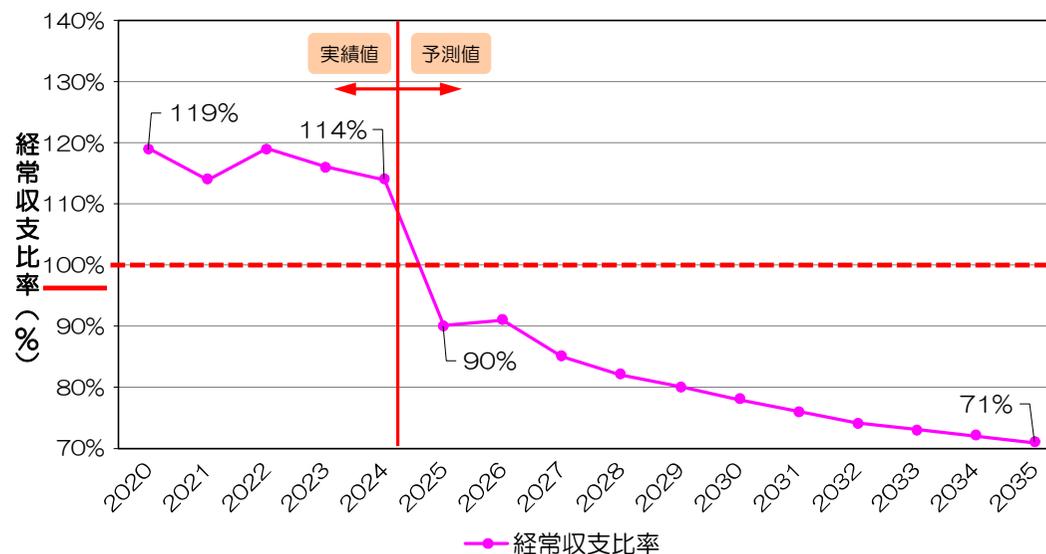
【収益的収支と資本的収支】



1. 前回の振り返り 【料金改定前】

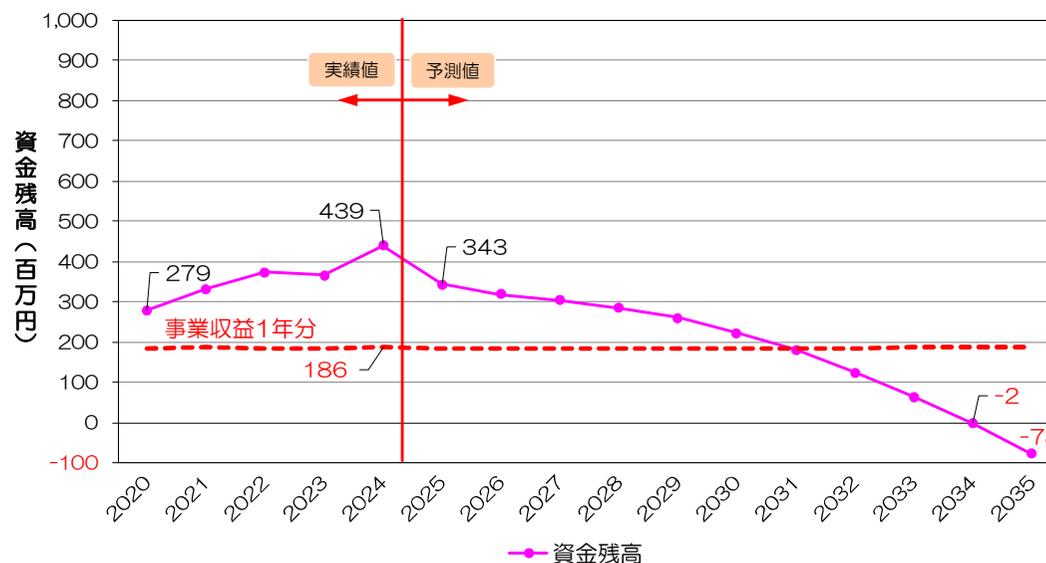
【経常収支比率】

現行料金を維持した場合、2025（令和7）年度から**経常収支比率が100%以下**になり、**経常収益で経常費用を賄えない状況（赤字）**となる見込みです。



【資金残高】

現行料金を維持した場合、資金残高は減少し、2031（令和13）年度には**事業収益1年分の確保ができなくなり**、2034（令和16）年度には、**資金不足になる見込み**であり、水道事業を継続することが困難になる見込みです。



1. 前回の振り返り【料金改定の前提条件】

【料金改定の前提条件】

ア) 検討期間：40年間

経営計画における財政シミュレーションに合わせて40年間とします。

イ) 料金算定期間：2026（令和8）年度以降5年毎

公益社団法人日本水道協会発刊の「水道料金算定要領」において、概ね3年から5年を基準とすること記載されているため、5年毎の料金算定期間とします。

ウ) 収益的収支：黒字

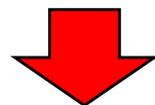
事業運営のために必要な経費は、その事業の収入で賄うという独立採算の原則に基づき、黒字を維持することとします。

エ) 資金残高：事業収益1年分

資金不足とならないよう、事業収益1年分の資金を確保することとします。

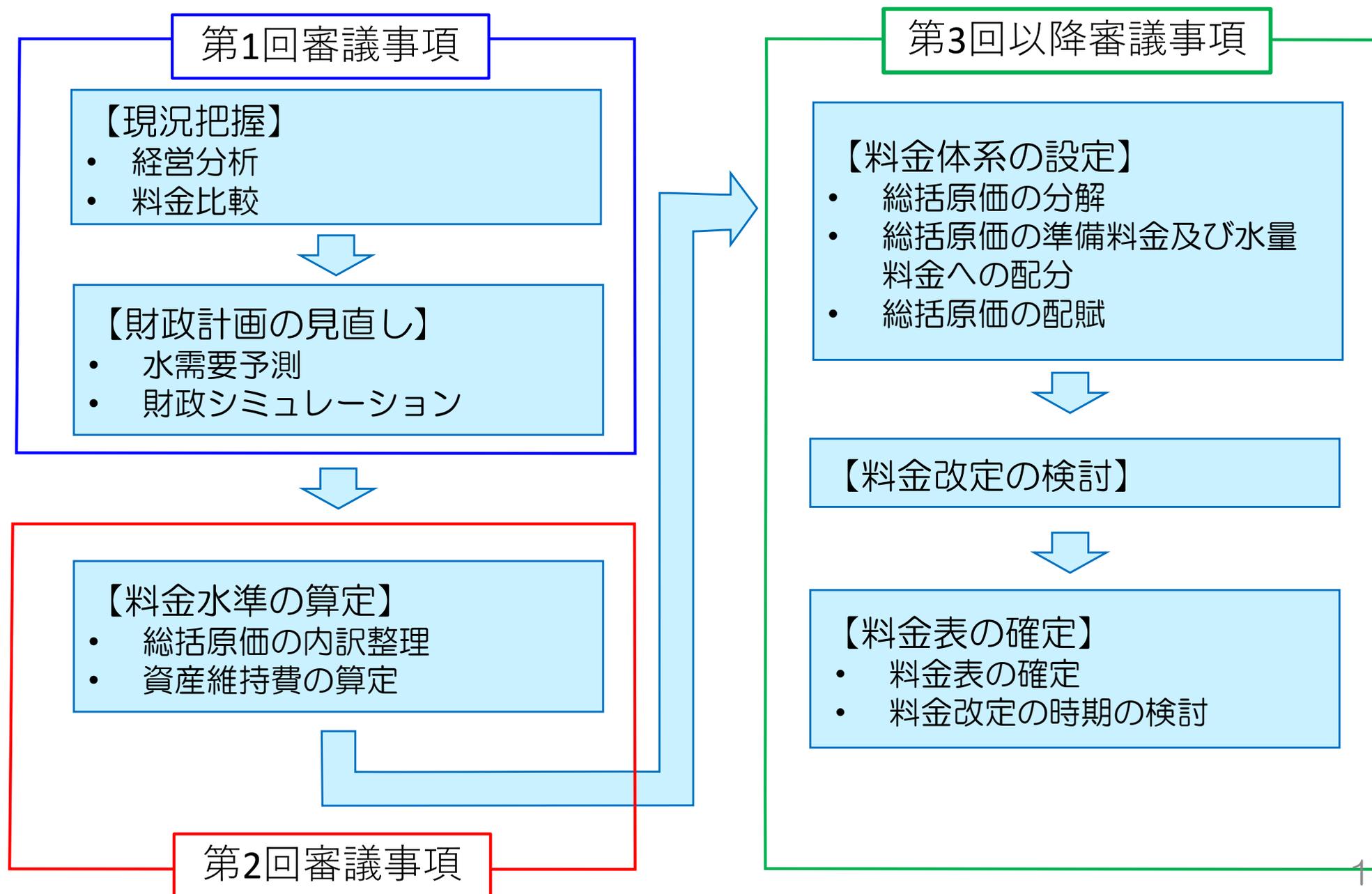
オ) 企業債借入率：80%又は70%

既に将来世代の負担が増大している現状の中で、さらに負担の先送りに拍車をかけることのないよう、現行の借入率と同じ80%の場合、又は借入率を下げた70%の場合とします。



料金改定の検討については、第2回以降の審議会での審議事項となります。

1. 前回の振り返り【水道料金の算定フロー】



2. 料金水準の算定 【料金設定の原則】

【料金設定の原則】

水道法第14条

- 料金が『能率的な経営の下における適正な原価』※に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
- 料金が、定率または定額をもって定められていること。

【総括原価】

『能率的な経営の下における適正な原価』※とは

水道料金は、水道法や地方公営企業法によって、「能率的な経営の下における適正な原価」を基準とすることされており、この原価のことを総括原価といいます。



2. 料金水準の算定 【総括原価と給水収益の関係】

【総括原価と給水収益の関係】

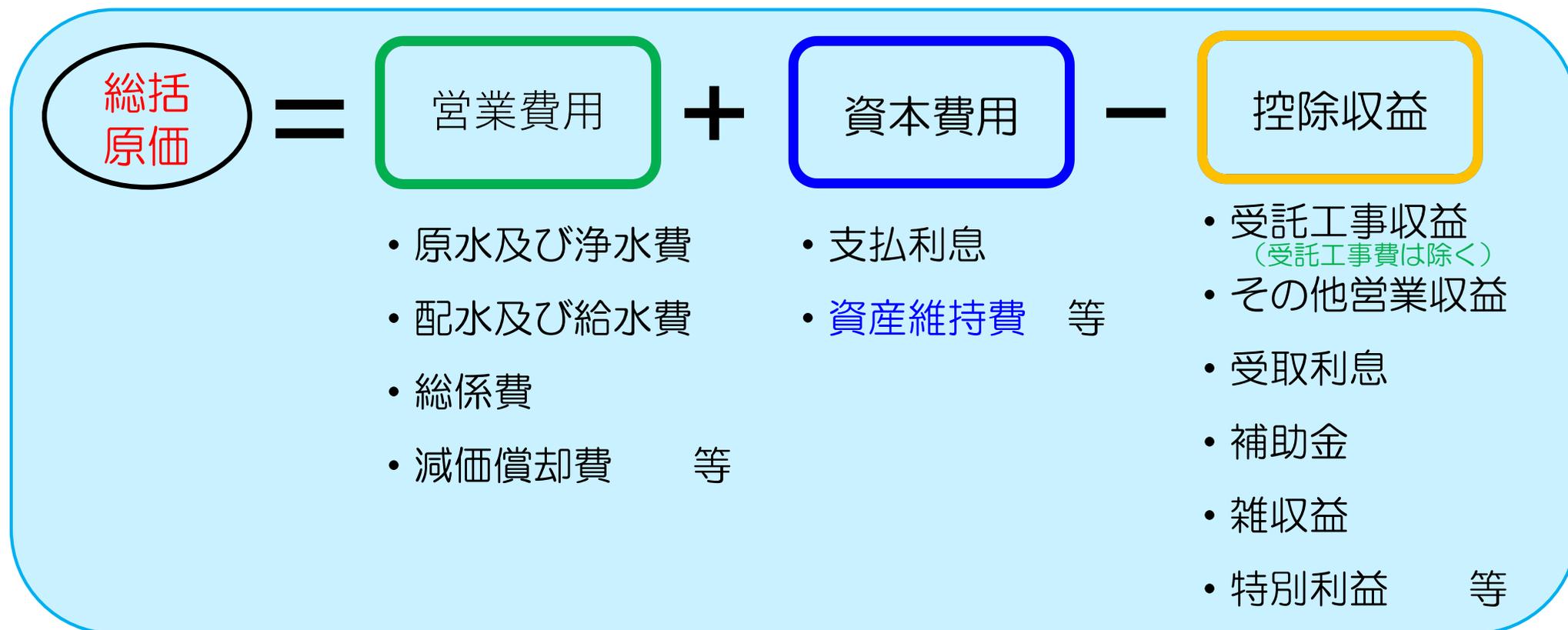


- 水道事業（簡易水道を除く）は、地方公営企業法が適用され、事業の運営に必要な経費は、事業の運営によって得られる収入で賄う独立採算制を基本に、水道料金収入を主たる財源として運営されます。
- 水道料金は、3～5年程度の算定期間において、総括原価と均衡を保つよう設定することが公益社団法人日本水道協会発刊「水道料金算定要領」に記載されています。

この部分を補うため料金改定を行う。

2. 料金水準の算定 【総括原価とは】

【総括原価とは】



資産維持費

水道施設の計画的な更新等のために、自己財源として留保すべき額

➤ 将来的に維持すべき償却資産に適正な率（資産維持率）を乗じて算定します。

2. 料金水準の算定 【総括原価の内訳整理】

【総括原価の構成要素】

総括原価の 構成要素	説明
営業費用	原水及び浄水費：受水費 配水及び給水費：管理・事務費、委託費、動力費、修繕費 総係費：人件費、管理・事務費、委託費 等 減価償却費 資産減耗費 の合計額
資本費用	支払利息 資産維持費：水道施設の計画的な更新等に必要とされる額 の合計額
控除収益	その他営業収益、受取利息、他会計補助金（一般会計）、加入金、 雑収益、特別利益、受託工事収益から受託工事費を除いた差額 の合計 額 ※長期前受金戻入は、原則として控除項目に含まない。

2. 料金水準の算定 【総括原価の内訳整理】

【総括原価の見込み（資本費用以外）】

(千円)

			R8	R9	R10	R11	R12	合計
営業費用	原水及び浄水費	受水費	64,923	65,362	65,413	65,674	65,919	327,291
	配水及び給水費	管理・事務費	79	79	80	81	82	401
		委託費	19,125	19,279	19,433	19,588	19,745	97,170
		動力費	3,520	3,548	3,576	3,605	3,634	17,883
		修繕費	17,193	17,331	17,470	17,610	17,751	87,355
	総係費等	人件費	19,533	19,690	19,848	20,006	20,166	99,243
		管理・事務費	7,285	7,342	7,401	7,461	7,519	37,008
		委託費	1,093	1,102	1,110	1,119	1,128	5,552
		その他	1,210	1,218	1,226	1,234	1,242	6,130
	減価償却費		59,804	68,485	72,959	76,974	80,194	358,416
資産減耗費		4,500	4,500	4,500	3,000	3,000	19,500	
計		198,265	207,936	213,016	216,352	220,380	1,055,949	
控除収益	受託工事収益（受託工事費除く）		1,133	1,106	1,079	1,051	1,023	5,392
	その他営業収益		30,669	30,669	30,669	30,669	30,669	153,345
	受取利息		12	12	12	12	12	60
	補助金		960	960	960	960	960	4,800
	雑収益		183	183	183	183	183	915
	特別利益		1	1	1	1	1	5
	計		32,958	32,931	32,904	32,876	32,848	164,517

2. 料金水準の算定 【資産維持費とは】

【資産維持費の算定方法】

資産維持費

水道施設の計画的な更新等のために、自己財源として留保すべき額

➤ 将来的に維持すべき償却資産に適正な率（資産維持率）を乗じて算定します。

資産維持費の算定方法

$$\text{資産維持費} = \text{対象資産} \times \text{資産維持率}$$

対象資産： 償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高とし、遊休資産を除く等、将来的に維持すべきと判断される償却資産

資産維持率： 公益社団法人日本水道協会発刊の「水道料金算定要領」では3%が標準とされているが、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定する。

2. 料金水準の算定 【資産維持費の算定】

【総括原価の算定（資産維持費の算定）】

償却対象資産額

5年分：10,379,870千円

※償却対象資産額は、期首（2026(令和8)年度）と期末（2030(令和12)年度）の償却対象の固定資産残高平均値

(千円)

資産維持率	3%	2%	1%	0%
資産維持費（5年分）	311,395	207,595	103,800	0
資産維持費（年平均）	62,279	41,519	20,760	0

資産維持費の算定方法

$$\text{資産維持費} = \text{対象資産} \times \text{資産維持率}$$

2. 料金水準の算定 【企業債借入率80%】

【総括原価の算定】

(千円)

資産維持率		R8	R9	R10	R11	R12	合計
営業費用 ①	原水及び浄水費	64,923	65,362	65,413	65,674	65,919	327,291
	配水及び給水費	39,917	40,237	40,559	40,884	41,212	202,809
	総係費等	29,121	29,352	29,585	29,820	30,055	147,933
	減価償却費	59,804	68,485	72,959	76,974	80,194	358,416
	資産減耗費	4,500	4,500	4,500	3,000	3,000	19,500
資本費用 ②	支払利息	13,239	19,797	23,376	26,118	28,780	111,310
	資産維持費	0	0	0	0	0	0
控除収益 ③		32,958	32,931	32,904	32,876	32,848	164,517
総括原価①+②-③ (資産維持費算入前)		178,546	194,802	203,488	209,594	216,312	1,002,742

料金算定期間（5年間）において、
総括原価と均衡を保つよう水道
料金を設定する。

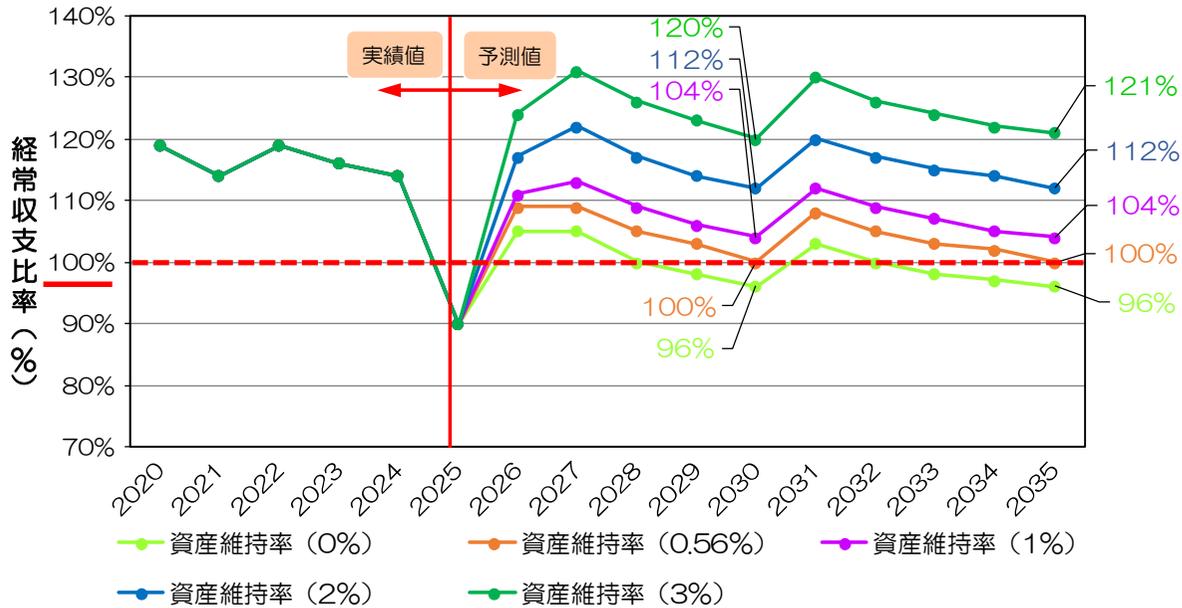
総括原価（資産維持費算入後） 前提条件を満たす最小値 →	（資産維持率3%）	1,314,137
	（資産維持率2%）	1,210,337
	（資産維持率1%）	1,106,542
	（資産維持率0.56%）	1,060,867
	（資産維持率0%）	1,002,742

*算定期間5年間（R8年～R12年）の合計値を算出

※ 資産維持率は、創設時期や施設の更新状況を勘案して各水道事業者が決定する。
（上記は参考として例示）

2. 料金水準の算定 【企業債借入率80%】

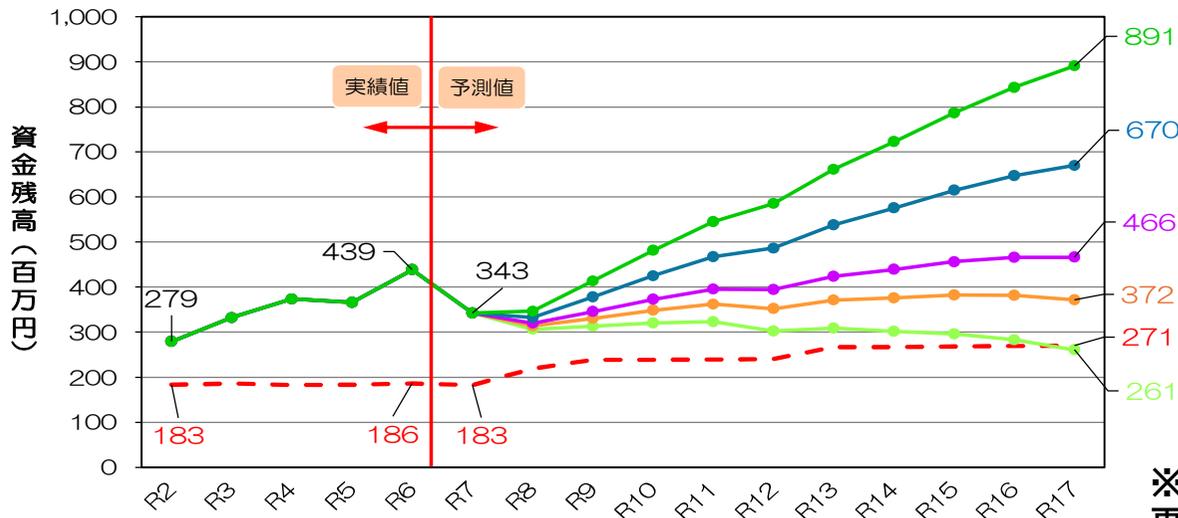
【経常収支比率】



- ⑤資産維持率3% (平均改定率70%) → ○
 - ④資産維持率2% (平均改定率56%) → ○
 - ③資産維持率1% (平均改定率43%) → ○
 - ②資産維持率0.56% (平均改定率37%) → ○
 - ①資産維持率0% (平均改定率30%) → ×
- 経常収支比率100% (黒字と赤字の分岐)

※経常収支が100%以上を確保できている場合に○

【資金残高】



- ⑤資産維持率3% (平均改定率70%) → ○
 - ④資産維持率2% (平均改定率56%) → ○
 - ③資産維持率1% (平均改定率43%) → ○
 - ②資産維持率0.56% (平均改定率37%) → ○
 - ①資産維持率0% (平均改定率30%) → ×
- 資金の確保 (事業収益1年分)

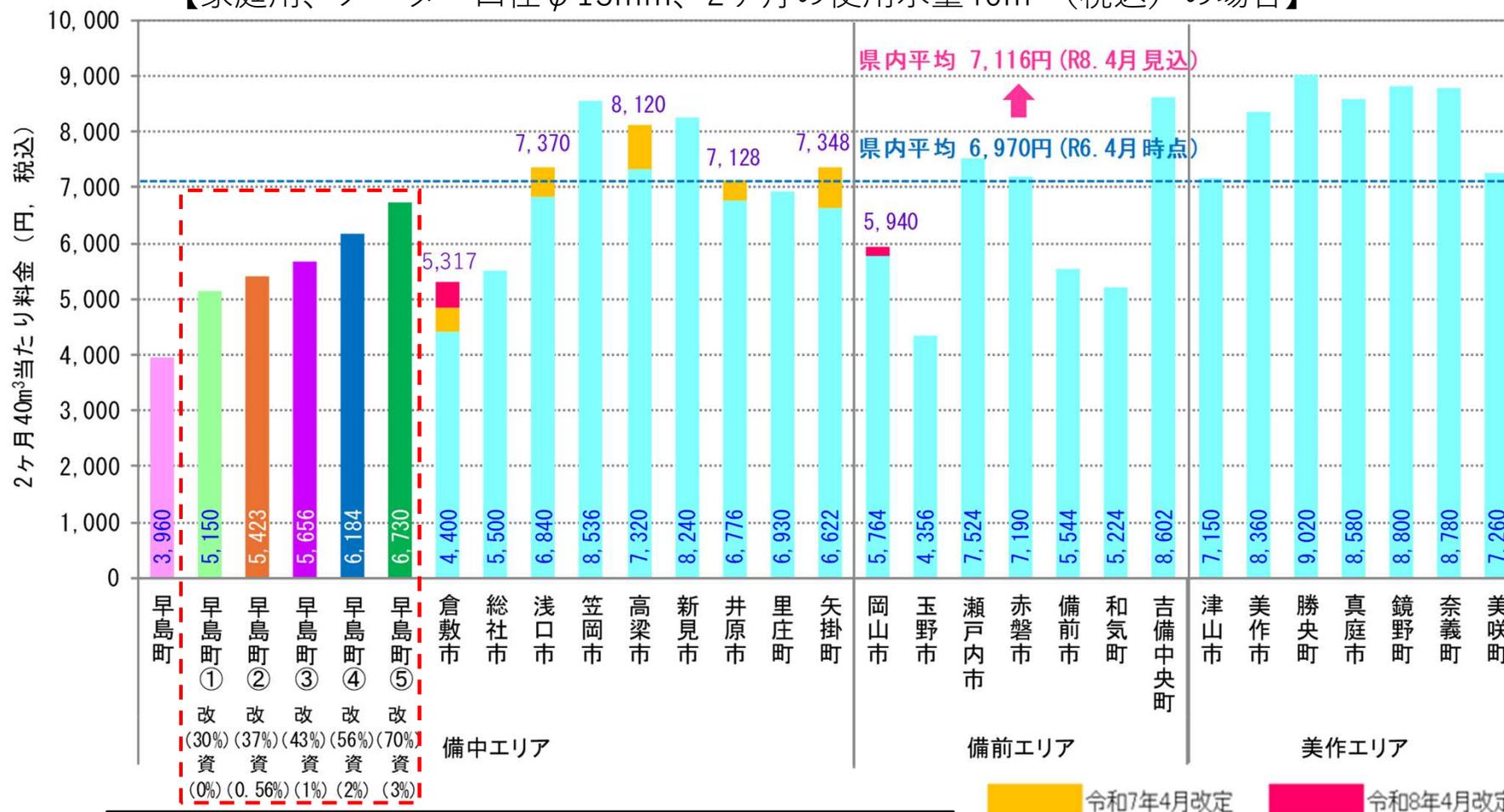
※資金残高が事業収益1年分以上確保できている場合に○

※ 資産維持率は、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定する。(上記は参考として例示) 19

2. 料金水準の算定 【企業債借入率80%】

【県内市町村の水道料金の比較】

【家庭用、メーター口径φ13mm、2ヶ月の使用水量40m³（税込）の場合】



※改定後の料金は、目安であり次回以降の審議における料金体系の設定（基本料金・従量料金の配賦）により変動します。

「改：料金改定率 資：資産維持率」

備中エリア平均 6,512円 (R6.4月時点) 備前エリア平均 6,315円 (R6.4月時点) 美作エリア平均 8,279円 (R6.4月時点)
 備中エリア平均 6,845円 (R8.4月時点) 備前エリア平均 6,340円 (R8.4月時点)

2. 料金水準の算定 【企業債借入率70%】

【総括原価の算定】

(千円)

資産維持率		R8	R9	R10	R11	R12	合計
営業費用 ①	原水及び浄水費	64,923	65,362	65,413	65,674	65,919	327,291
	配水及び給水費	39,917	40,237	40,559	40,884	41,212	202,809
	総係費等	29,121	29,352	29,585	29,820	30,055	147,933
	減価償却費	59,804	68,485	72,959	76,974	80,194	358,416
	資産減耗費	4,500	4,500	4,500	3,000	3,000	19,500
資本費用 ②	支払利息	13,239	18,954	22,060	24,427	26,718	105,398
	資産維持費	0	0	0	0	0	0
控除収益 ③		32,958	32,931	32,904	32,876	32,848	164,517
総括原価①+②-③ (資産維持費算入前)		178,546	193,959	202,172	207,903	214,250	996,830

**料金算定期間（5年間）において、
総括原価と均衡を保つよう水道
料金を設定する。**

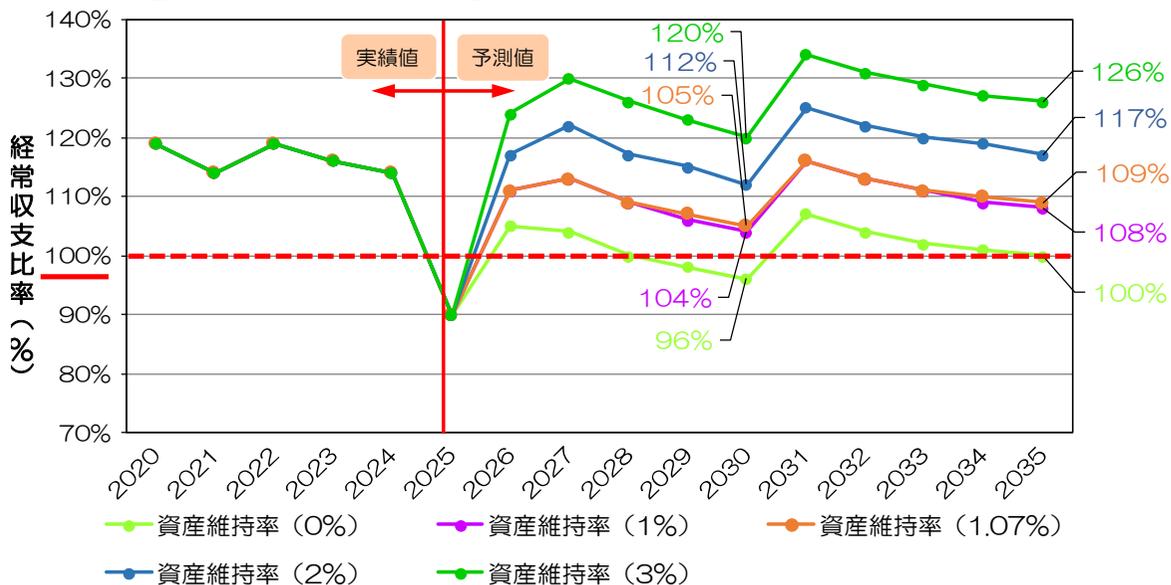
総括原価 (資産維持費算入後) 前提条件を満たす最小値	(資産維持率3%)	1,308,225
	(資産維持率2%)	1,204,425
	(資産維持率1.07%)	1,107,895
	(資産維持率1%)	1,100,630
	(資産維持率0%)	996,830

*算定期間5年間（R8年～R12年）の合計値を算出

※ 資産維持率は、創設時期や施設の更新状況を勘案して各水道事業者が決定する。
(上記は参考として例示)

2. 料金水準の算定 【企業債借入率70%】

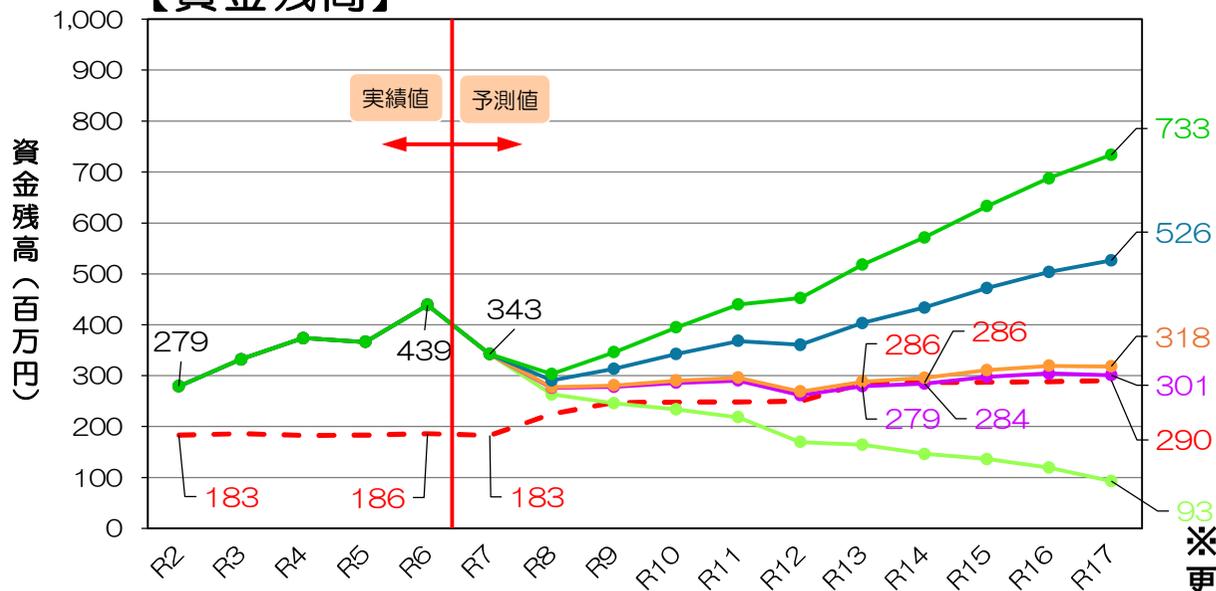
【経常収支比率】



- ⑤資産維持率3% (改定率69%相当) →○
- ④資産維持率2% (改定率56%相当) →○
- ②資産維持率1.07% (改定率43%相当) →○
- ③資産維持率1% (改定率42%相当) →○
- 経常収支比率100% (黒字と赤字の分岐)
- ①資産維持率0% (改定率29%相当) →×

※経常収支が100%以上を確保できている場合に○

【資金残高】



- ⑤資産維持率3% (改定率69%相当) →○
- ④資産維持率2% (改定率56%相当) →○
- ③資産維持率1.07% (改定率43%相当) →○
- ②資産維持率1% (改定率42%相当) →×
- 資金の確保 (事業収益1年分)
- ①資産維持率0% (改定率29%相当) →×

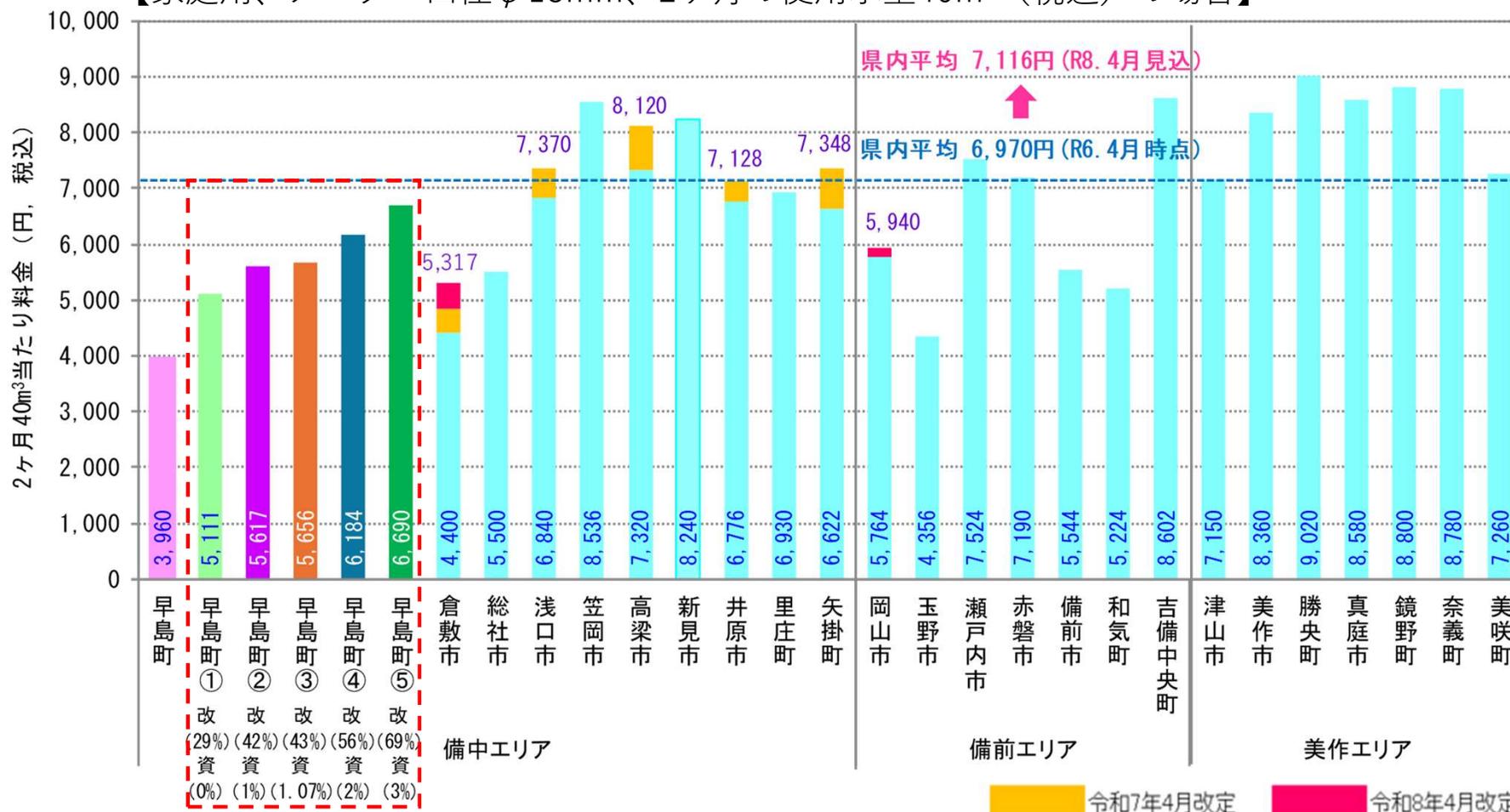
※資金残高が事業収益1年分以上確保できている場合に○

※ 資産維持率は、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定する。(上記は参考として例示)

2. 料金水準の算定 【企業債借入率70%】

【県内市町村の水道料金の比較】

【家庭用、メーター口径φ13mm、2ヶ月の使用水量40m³（税込）の場合】



※改定後の料金は、目安であり次回以降の審議における料金体系の設定（基本料金・従量料金の配賦）により変動します。

備中エリア平均 6,512円 (R6.4月時点)

備前エリア平均 6,315円 (R6.4月時点)

美作エリア平均 8,279円 (R6.4月時点)

備中エリア平均 6,845円 (R8.4月時点)

備前エリア平均 6,340円 (R8.4月時点)

2. 料金水準の算定 【企業債借入率と資産維持率】

企業債借入率	資産維持率	料金 平均改定率	2ヶ月40m ³ (税込)		資金残高	経常収支 比率	結果
			改定金額	改定後金額			
80%	3%	70%	+2,770円	6,730 円	○	○	資産維持率0.56%以上 でなければ資金が確保 できない。
	2%	56%	+2,224円	6,184 円	○	○	
	1%	43%	+1,696円	5,656 円	○	○	
	0.56%	37%	+1,463円	5,423 円	○	○	
	0%	30%	+1,190円	5,150 円	×	×	
70%	3%	69%	+2,730円	6,690 円	○	○	資産維持率1.07%以上 でなければ経常収支が 赤字になる。
	2%	56%	+2,224円	6,184 円	○	○	
	1.07%	43%	+1,696円	5,656 円	○	○	
	1%	42%	+1,657円	5,617 円	×	○	
	0%	29%	+1,151円	5,111 円	×	×	

※改定後の料金は、目安であり次回以降の審議における料金体系の設定（基本料金・従量料金の配賦）により変動します。

2. 料金水準の算定 【他市町村の資産維持率の算入状況】

市町村名	資産維持率	料金改定率	改定後金額 ($\phi 13_2$ ヶ月40m ³ _税込)
岡山市	1.6%	1回目 (R6年4月) 15.7%改定	5,764円
		2回目 (R8年4月) 20.0%改定	5,940円
倉敷市	0.75%	1回目 (R7年3月) 10.0%改定	4,840円
		2回目 (R8年3月) 10.82%改定	5,317円
井原市	0.6%	R5.6.7年度 各地区を段階的に改定	7,128円 (R7年度改定後)

2. 料金水準の算定 【料金改定案】

料金改定案

資産維持率 何% を総括原価として算入するのか。
(料金平均改定率 何% 相当)

料金改定案につきましては、審議会委員の皆様の幅広いご意見を踏まえて、審議会において決めていただきます。